

平成31年

第1回市議会定例会 議案第52号

函館市水道事業給水条例の一部改正について

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例

函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第28条第1項の表中「766円80銭」を「781円」に、「1,198円80銭」を「1,221円」に、「1,825円20銭」を「1,859円」に、「4,082円40銭」を「4,158円」に、「10,206円」を「10,395円」に、「20,412円」を「20,790円」に、「40,824円」を「41,580円」に、「81,648円」を「83,160円」に、「122,472円」を「124,740円」に、「204,120円」を「207,900円」に、「285,768円」を「291,060円」に、「408,240円」を「415,800円」に、「115円56銭」を「117円70銭」に、「150円12銭」を「152円90銭」に、「157円68銭」を「160円60銭」に、「74円52銭」を「75円90銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込み

に係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第28条第1項の規定は、平成31年12月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年11月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法等の一部改正に伴い、給水装置工事の工事費および水道料金について消費税等相当分を改定するため